

あなたの老後の生活 想像できますか

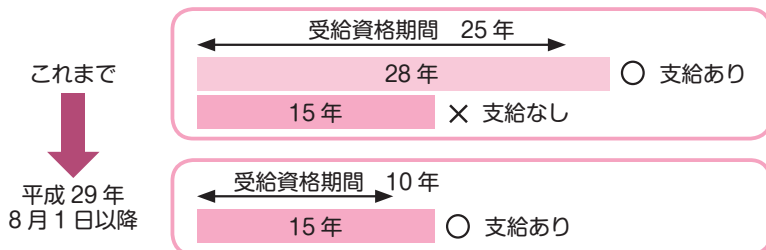
カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その103)

年金受給資格期間の短縮について

国の年金の受給資格期間が10年以上になれば、年金を受け取れるようになりました

無年金者の発生を抑えるため、また、納付された保険料に応じた給付を行うため、平成29年8月1日から、年金を受け取るために必要な受給資格期間（保険料納付済等期間）が、25年から10年になりました。



◆「受給資格期間」とは？◆

- 国民年金の保険料を納めた期間や、免除された期間
- サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- 年金制度に加入していなくても受給資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）

これらの期間を合計したものが「受給資格期間」です。受給資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受け取ることができます。

注意：年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間納付された方は、満額を受け取れます（10年間の納付では、受け取る年金額はおおむねその4分の1になります）。

老齢年金受給権者等の死亡における遺族年金の支給要件については、従前どおり受給資格期間が25年以上あることが必要です。

60歳以上の方も保険料を納めて年金額を増やすことができます

◆60歳以上の方も国民年金に加入できます（任意加入制度）◆

- 希望される方は、「60歳から65歳まで」の5年間、国民年金保険料を納めることで65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。
- また、受給資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することで受給資格期間が増え、年金を受け取れるようになります。

ご利用いただける方（次の1～4のすべてに該当する方です）

1. 日本国内に住所を有する*60歳以上65歳未満の方（年金の受給資格期間を満たしていない場合は70歳未満の方まで）
*外国に居住する日本国籍をお持ちの方も加入できます
2. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
3. 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
4. 現在厚生年金保険に加入していない方

加入期間と受給できる年金の関係

例：就職→退職後に専業主婦になった場合

